**CONCIDE特定認定再生医療等委員会審査等契約書**

第１条 ○○○○（以下「甲」という。）と一般社団法人日本保健情報コンソシウム（以下「乙」という。）は、CONCIDE特定認定再生医療等委員会標準業務規程（平成28年6月22日制定）第3条の規定に基づき再生医療等提供計画の審査業務に関し本契約を締結する。

第２条 乙は、乙が設置者であるCONCIDE特定認定再生医療等委員会（所在地：東京都千代田区麹町2-3-3　FDC麹町ビル3F）で、甲の再生医療等提供計画を審査することを約す。

第３条 乙は、甲の再生医療等提供計画を審査する委員会を、本契約締結後3か月以内に開催しなければならない。また、乙は、審査が適正かつ公平に行われるよう努めなければならない。

第４条 乙は、委員会が意見を表明すべき期限（意見書の発行期限）を、本契約第３条で規定された委員会開催日を起点として3週間以内とする。

第５条 乙は、本契約締結後可及的速やかに、審査に必要な手順・スケジュール等を、書面（電子メールなどの電子媒体を含む）にて甲に通知しなくてはならない。

第６条 委員会の審査等業務に従事する者及びこれらのものであった者は、細胞提供者及び再生医療等を受ける者の秘密の保全に対して義務を負い、当該審査等業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

第７条 審査料は、「CONCIDE特定認定再生医療等委員会標準業務規程」第4条記載の金額とする。

第８条 甲は、本契約締結時点において、厚生労働省作成の再生医療等の安全性確保等に関する法律運用支援システム「各種申請書作成支援サイト」にて「再生医療等提供計画(様式第１)」の添付資料も含め作成完了をしていなければならない。

第９条 甲乙双方は、相手が本契約に違反したと認める場合、本契約を解除できる。

西暦　　　年　　月　　日

甲：

乙：東京都千代田区麹町2-3-3　FDC麹町ビル3F

　　一般社団法人 日本保健情報コンソシウム

　　代表理事　大橋　靖雄　　印